

令和4年

第6回農業委員会総会議事録

令和4年6月6日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事 (議案第1号から第3号)
日程第4 報告 (報告第1号から第3号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 1 人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
8 番	炭谷 一三	9 番	森 敏朗
10 番	進藤 久司	11 番	栗山 信治
12 番	松山 宗則	13 番	明石 茂
14 番	末永 久義	16 番	高橋 吉博
17 番	前田 進	18 番	竹内 正治
19 番	永森 薫	20 番	高口 宗範
21 番	稲垣 潔	23 番	堀 正
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員 (4 人)

7 番	金 賢志	15 番	林 康弘
22 番	山崎 善夫	24 番	有沢 敏博

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3号 農用地利用集積計画の決定について

- 第4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修 副主幹 村中 一也
主 事 原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時50分

議長（堀会長）

ただいまから、令和4年第6回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「16番 高橋委員」「17番 前田委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 事

議長(堀会長)

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第1号の説明・表決)

議長(堀会長)

まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(村中)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

(議案第 2 号説明・表決)

議長 (堀会長)

次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (村中)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第 2 号の 1 番について、小川委員から説明をお願いします。

小川委員

議案第 2 号の 1 番について説明します。

申請人は、申請地東隣に自宅兼事務所兼店舗を構え建築業を営んでいます。

店舗部分では妻が を営んでおり、客用駐車場が 5 台分程あります。

現在、 の客用駐車場に申請人の業務用車両 2 台 (内、1 台は 2 トントラック) を駐車しており、建設用重機や資材置き場スペースが不足している状況です。

これらを解消するために候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 (堀会長)

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第 2 号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第3号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり

決定することに可決されました。

報 告

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

（報告第1号の説明）

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（村中）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

（報告第2号の説明）

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（村中）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了承をお願いいたします。

(報告第3号の説明)

議長(堀会長)

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(村中)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

議長(堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和4年第6回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時11分

その他協議・報告事項

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画

次回開催場所と時刻について

7月6日(水)午後2時から
射水市役所大島分庁舎3階大会議室

配布資料

- ・のうねん5月号
- ・とやま農年だより
- ・富山県農業施策に関する政策提案活動の実施について

議 長

署名委員

署名委員